

はじめに

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

このパンフレットは、中小事業主等の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務災害・通勤災害の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特に注意していただきたい事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろん、すでに加わっている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

も く じ

	ページ
1 特別加入者の範囲	3
2 特別加入の手続き	4
3 加入時健康診断	6
4 給付基礎日額・保険料	8
5 補償の対象となる範囲	9
6 保険給付・特別支給金の種類	10
7 支給制限	12
8 特別加入者としての地位の消滅	12
<様式記載例>	13